【様式１】

　　年　　月　　日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者

令和３年度既存不適合機械等更新支援補助金に係る補助事業者応募申請書

　標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

１　事業実施計画書

２　事務費用内訳

３　法人の定款

４　法人の概要が分かる説明資料

※　法人登記簿（写）や概要パンフレット、設立趣意書等

５　過去２決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

　　　※　申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する事業報告及び決算報告

　６　平成28年１月１日から令和２年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた際の概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写し

　７　資格証明書

　８　暴力団排除に関する誓約事項

　９　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写）

・　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

・　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

|  |
| --- |
| （担当者欄）所属部署名：役　職　名：氏　　　名：Ｔ　Ｅ　Ｌ：Ｆ　Ａ　Ｘ：Ｅｍａｉｌ： |

【様式２】

事業実施計画書

|  |
| --- |
| 法人について |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立 | 　　　　年　　月　　日 |
| 役員等 | ※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。） |
| 法人の目的 |  |
| 主な活動 |  |
| 年間の収支予算 | ※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可） |
| 概算払希望有無 | ※補助事業者として選定された後、補助金の概算払を希望するかを記載してください。また、初回の支払希望時期（●月頃）を記載してください。 |
| 法人の種類 | ※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち応募申請段階で非営利型に移行していない法人については、補助事業者として採択された場合には、その採択の日から２週間以内に非営利型に移行する具体的な見通しを記載してください。 |
| 本事業への応募理由 | ※補助金への理解度についても記載してください。 |

|  |
| --- |
| １　補助事業の実施 |
| １（１）補助事業を実施するための具体的な取組 | ※応募しようとする事業の実施要領等に基づく補助事業の具体的な取組内容を記載してください。特に、間接補助金交付先の審査に係る審査項目・内容等に関する信頼性の確保手順等（審査書類の作成手順、チェック体制等）について具体的に記載してください。※インターネット技術を活用し、間接補助金申請や審査の効率化・合理化に資する取組について、具体的に記載してください。※１（２）に該当するものは除いてください。 |
| １（２）間接補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組 | ※補助事業の効率的・効果的な周知・広報のための具体的な取組を記載してください。特に、全国に支部等を有し、それらを活用した周知・広報が可能な場合は、それらの取組を具体的に記載してください。※インターネット技術を活用した周知・広報について、具体的な取組を記載してください。 |

|  |
| --- |
| ２　実施体制と事務費用の適正性 |
| ２（１）補助事業に関する事務を適切に行うための体制 | ※補助事業の実施体制が明らかとなるように体制図により明示した上で、補助事業の実施に係る役割分担を具体的に記載してください。※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。※国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分し、適正に管理できる体制が整えられているかについても記載してください。（記載例）　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　 事務局長　　　　　　　　　　　　　┌―――┴―――┐　　　　　　　　　　　事業担当　　　　　経理担当　　　　　　　　　　　〇名体制　　　　　〇名体制 |
| ２（２）補助事業を公正かつ透明性を確保して行うための体制 | ※厚生労働省では補助事業実施期間中に執行団体への監査を行うことがあります。これらの監査（会計検査院への受検対応も含む）への対応に係る体制や方針について記載してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ２（３）補助事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制 | ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。 |
| ２（４）補助事業に関する事務を行うために要する費用の合理性 | ※本項目では、補助事業に関する事務を行うために要する費用について、様式３に記載した費目ごとに積算の考え方を記載してください。その際、事務を合理的・経済的に執行する取組が明らかになるように記載してください。※内訳については、様式３に記載してください。 |
| ２（５）補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組 | ①人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制について、具体的な取組を記載してください。特に、複数の業務を兼務する職員については具体的な考え方等を記載してください。②時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等を記載してください。 |

|  |
| --- |
| ３　法人自体について |
| ３（１）法人の定款等における目的 | ※法人の定款等に定められた目的に労働災害防止が含まれている趣旨を説明してください。※会員等がいる場合、会員等に対する労働災害防止に資する事業の内容を説明してください。 |
| ３（２）労働災害防止に関する公益的事業 | ※労働災害防止に関する公益的事業を実施したことがあれば、その内容を具体的に記載してください。 |
| ３（３）補助金による公益の達成性 | ※補助金の執行を通じて法人の定款等に定める労働災害防止にどのように貢献し、公益を達成するのかを記載してください。 |
| ３（４）平成28年１月１日から令和２年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院による、不適切な会計経理の処理等の指摘 | ※左記の期間において官公庁又は会計検査院より不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがある場合には、是正を求められた年月日、官公庁等の名称、その概要と指摘に対して講じた是正措置内容及び再発防止に向けた措置内容を記載してください。 |
| ３（５）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の有無 | ※女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合には、その詳細を記載してください。 |

【様式３】

事務費用内訳

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 必要経費の項目 | 経費の見積額 |
| （記載例）【人件費】人件費【業務費】諸謝金旅費消耗品費印刷製本費通信運搬費光熱水料使用料及び賃借料会議費役務費その他必要な経費 | 事務局長　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円事業担当　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円経理担当　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円計　xx,xxx,xxx円審査委員会　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円公募説明会　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円現地調査　　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円計　xxx,xxx円消耗品費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円　印刷製本費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円　通信運搬費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円　光熱水料　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円　事務所家賃　xxx,xxx円/月　×　12か月　＝　x,xxx,xxx円※事務所賃料を計上する場合には、㎡あたり単価を記載してください。会議費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円　役務費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円※事業の性質上、特に必要となる経費はその他必要な経費に具体的に計上してください。 |
| 合計額 | xxx,xxx,xxx円 |

※　必要となるすべての事務費用（補助事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。

【様式４】

資格証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 資格 | 申告事項等 |
| ①　公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第６号に定める法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることになる法人を除く。）であること。 |  |
| ②　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 |  |
| ③　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険 |  |
| ④　添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。 |  |
| ⑤　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 |  |
| ⑥　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 |  |
| ⑦　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。 |  |
| ⑧　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 |  |
| ⑨　過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記３に基づく企業名の公表をされていないこと。 |  |

上記のとおり、参加資格を満たすことを証明いたします。また、交付決定後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記⑥から⑨については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

【様式４】**【記載例】**

資格証明書（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| 資格 | 申告事項等 |
| ①　公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第６号に定める法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることになる法人を除く。）であること。 | ＜該当する旨を記載すること＞ |
| ②　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 | ＜該当しない旨を記載すること＞ |
| ③　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険 | 別添○○のとおり＜納付済通知書などの滞納がないことが確認できる領収証等（写）を添付すること＞ |
| ④　添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。 | ＜虚偽の事実を記載していない旨を記載すること＞ |
| ⑤　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 | ＜極度に悪化していない旨を記載すること＞ |
| ⑥　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 | ＜指名停止を受けていない旨を記載すること＞ |
| ⑦　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。 | ＜受けていない旨を記載すること＞ |
| ⑧　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 | ＜該当しない旨を記載すること＞ |
| ⑨　過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記３に基づく企業名の公表をされていないこと。 | ＜該当しない旨を記載すること＞ |

上記のとおり、参加資格を満たすことを証明いたします。また、交付決定後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記⑥から⑨については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

【様式５】

暴力団排除に関する誓約事項

　当団体は、補助事業の応募申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　住所（又は所在地）

　　　　　　　　　　　法人名及び代表者名

（別添１）

既存不適合機械等更新支援補助金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について

１　評価委員会による審査

　　学識経験者等及び厚生労働省職員により構成する既存不適合機械等更新支援補助金に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

２　応募書類の審査方法

（１）評価委員会委員は、委員毎に、既存不適合機械等更新支援補助金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添２）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】

①　審査項目１（１）から３（３）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配点 | ５点 | １０点 | １５点 |
| Ａ（良い） | ５点 | １０点 | １５点 |
| Ｂ（やや良い） | ４点 | ８点 | １２点 |
| Ｃ（普通） | ３点 | ６点 | ９点 |
| Ｄ（やや悪い） | ２点 | ４点 | ６点 |
| Ｅ（悪い） | ０点 | ０点 | ０点 |

②　審査項目３（４）

|  |  |
| --- | --- |
| Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止策が講じられている） | ０点 |
| Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない） | －１０点 |
| Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない） | －２０点 |

③　審査項目３（５）

|  |  |
| --- | --- |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の区分※１ | 加点 |
| 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） | １段階目（認定基準１～２つ〇）※２ | ２点 |
| ２段階目（認定基準３～４つ〇）※２ | ３点 |
| ３段階目（全認定基準５つ〇） | ４点 |
| プラチナえるぼし | ５点 |
| 行動計画※３ | １点 |
| 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | くるみん（旧基準） | ２点 |
| くるみん（新基準） | ３点 |
| プラチナくるみん | ４点 |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | ４点 |
| 安全衛生優良企業の認定 | ４点 |

　　※１　複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

　　※２　労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要である。

　　　　　※３　行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

（２）（１）の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

（３）複数の応募者の（２）で算出した平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を採択する。

①「Ａ」の数が多い者

②「Ａ」の数が同数の場合は、「Ｂ」の数が多い者

③「Ｂ」の数も同数の場合は、「Ｃ」の数が多い者

④「Ｃ」の数も同数の場合は、「Ｄ」の数が多い者

⑤「Ｄ」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

（別添２）

既存不適合機械等更新支援補助金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名　　　　　　　　　　　　　　　応募者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審 査 基 準 | 配 点 | 得 点 |
| １　補助事業の実施 |
|  | (1) | 補助事業を実施するための具体的な取組が適切であるか。 | １５点 |  |
| (2) | 補助事業の周知・広報のための取組が適切であるか。 | １０点 |  |
| ２　実施体制と事務費用の適正性 |
|  | (1) | 補助事業に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられているか。また、国により交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分して適正に管理できる体制を整えられるか。 | １０点 |  |
| (2) | 補助事業を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。 | １０点 |  |
| (3) | 補助事業を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。 | １０点 |  |
| (4) | 補助事業に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。 | １０点 |  |
| (5) | 補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。 | ①人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制 | ５点 |  |
| ②時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等 | ５点 |  |
| ３　法人自体について |
|  | (1) | 法人の定款等における目的に労働災害防止が含まれるか。 | ５点 |  |
| (2) | 労働災害防止に関する公益的事業に十分な実績があるか。 | １０点 |  |
| (3) | 補助金による事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。 | ５点 |  |
| (4) | 平成28年１月１日から令和２年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがあるか。また、是正の指摘に対しどのような措置を講じ、再発防止に向けた措置が講じられているか。 | ０点 |  |
| (5) | ワーク・ライフ・バランス推進企業 | ５点 |  |
| 合　計 | １００点 |  |

【採点基準】

1. 審査項目１（１）から３（３）　　　　　　②審査項目３（４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （配点）　　　　５点　１０点　１５点Ａ（良い）　　　５点　１０点　１５点Ｂ（やや良い）　４点　　８点　１２点Ｃ（普通）　　　３点　　６点　　９点Ｄ（やや悪い）　２点　　４点　　６点Ｅ（悪い）　　　０点　　０点　　０点 |  | Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止策が講じられている）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０点Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない）　　　　　　　　　　　　　　　－１０点Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない）　　　　　　　　　－２０点 |

③　審査項目３（５）

|  |  |
| --- | --- |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の区分※１ | 加点 |
| 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） | １段階目（認定基準１～２つ〇）※２ | ２点 |
| ２段階目（認定基準３～４つ〇）※２ | ３点 |
| ３段階目（全認定基準５つ〇） | ４点 |
| プラチナえるぼし | ５点 |
| 行動計画※３ | １点 |
| 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | くるみん（旧基準） | ２点 |
| くるみん（新基準） | ３点 |
| プラチナくるみん | ４点 |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | ４点 |
| 安全衛生優良企業の認定 | ４点 |

※１　複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

※２　労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要である。

※３　行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。